

○若者組／青年会の文書

18	議定書之事 (博奕の禁止、ほか)	安政3 (1856)年	若者連名 三根 造・増五郎・和 蔵、ほか28名	継 1 通	若宮 八幡 宮 2
地域の若者の決まり(博奕・買春の禁止など)です。一部には別の筆致で、明治時代のものと思われる語句が書き込まれています。					

村の若者（男性）が定めた決まりで、「博奕」（ばくち）、「遊女・買女」、悪口の禁止などが書かれています。末尾には若者らの署名があります。名前の下にある「へ」の字のようなマークは、各自が爪を押したものです（爪印）。

興味深いのは本文とは別の筆致で、明治以降のものと思われる次の語句が書き込まれていることです。

- ・「朝廷（朝廷）ノ御旨趣ヲ奉戴シ」（冒頭）
- ・「芸婦娼妓」（2つめの箇条書きの冒頭）

明治以降にも若者が風紀に関する規則を定めようとして、この文書を使おうとしたのかもしれませんが。



議定書の事

一 朝廷ノ御旨趣ヲ奉戴シ

御公儀様御触の通り、博奕の義は前々より老若・子供に至る迄、壹銭・式銭懸けの諸勝負成り共、決して致す間敷く候、若又、取り定め相談の上も相構えず、貸もし

宿致し候もの之れ有らは、其の場の有り合わせの品物取り上げ、役場へ訴え出さず候、隣家・親類成り共、遠慮なく御仕法に取り行ふものなり、後日決して致す間敷き事

芸婦娼妓

一 遊女・買女の義は勿論、連中申し合わせ、互に吟味致し、一夜成りとも遊行致す間敷く候

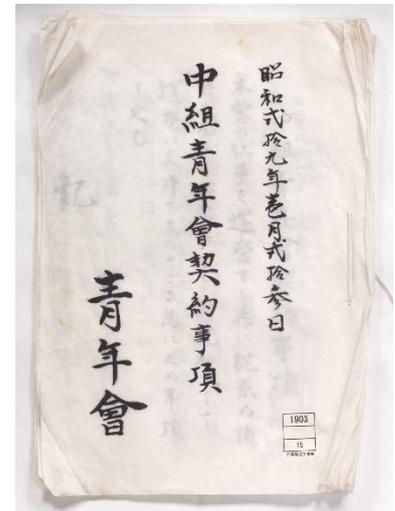
(中略)

今般一同取り極めの上は、名々違変申す間敷く候、之れに依り取り置き、右の通り行ふものなり

安政三年二月日
若者連名

(後略)

19	中組青年会契約事項	昭和29 (1954)年	青年会	1綴	若宮 八幡宮 15
「中組青年会」の会員の年齢や、「春秋祭典」との関係など、当時の青年会の様子がわかる文書です。					



最後は、戦後の青年会の規則です。16～38才の者で構成されること（全員男性だと思われます）、「年寄」の制度を置くことなどが定められています。

また、「春秋祭典に当番は参列する事／会員一同はその準備をなす」と書かれており、神社の祭典に青年会が関わっていたことがわかります。

近年、伝統行事の担い手が高齢化している県内の様子や、前の資料「議定書之事」にうかがえる江戸時代の若者組のあり方とは違う点でも興味深い資料です。

ご高覧ありがとうございました！

当館の閲覧室では、どなたでも原本を手にとってご覧いただけます（一部は保存のため、複製物になります）。

※閲覧を希望される方へ

社会状況により利用方法や開館日等が変わりますので、事前に当館のHPでご確認ください。

